

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬基金
二〇〇〇年三月一七日
右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦紀
弁護士 佐々木 良博
盛岡地方裁判所民事部 御 中
証 拠 説 明 書

甲号証 証拠の標目 作成者

甲一五号証

証拠の標目：論文「Experimental Gingivitis in Man」

作成者：Harald L啼

原本・写し：原本

立証趣旨：証人鴨井久一が、証言の中で引用した論文である。同証人は、歯周治療用装置は一ヶ月から数ヵ月の間装着し歯周組織の改善と維持管理が必要であると、その根拠として、本論文が「歯肉の炎症の改善のために二週間から三週間を要したとの研究報告を行なっている」旨証言している。しかし、本論文では、「歯肉の炎症の改善のために二週間から三週間を要したとの研究」結果の報告など行われてはいないだけでなく、歯肉の炎症は二日から三日で改善した事実が報告されており、同証人の証言が誤りである事実を明らかにする。

甲一六号証

証拠の標目：「鴨井教授が引用した研究論文『Experimental Gingivitis in Man』について」と題する書面

作成者：原告

原本・写し：原本

立証趣旨：甲第一五号証の内容について明らかにする。

「・ 論文主要部分の日本語訳」の訳者は原告であり、翻訳した部分は、甲第一五号証の「Page13／185『DISCUSSION』」～「Page14／186『SUMMARY』」までの部分である。

「3 . 図の説明文の日本語訳」は、甲第一五号証の「Page11／183」及び「Page12／184」の図1乃至4についてのものである。

甲一七号証

証拠の標目：シュルーガー「最新歯周治療」

作成者：医歯薬出版株式会社

原本・写し：原本

立証趣旨：証人鴨井久一は、「暫間被覆冠」とは保険用語であり、歯周病を治療するための装置ではない旨証言しているが、かかる証言が誤りであることを明らかにする。

即ち、シュルーガーは本書において、テンポラリークラウン（暫間被覆冠）を使用する目的は「形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を促進することにある」ことを指摘しており、「暫間被覆冠」という用語が学術用語であること並びに「歯周病を治療するための装置」であることを明らかにしている。